ヌ　経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、任意的配信業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料

［ル～ヨ　略］

［三　略］

四　協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ　法第二十一条の二第五項の実施計画の実施の状況に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

［ロ～ヘ　略］

［五　略］

附　則

［削る］

ヌ　経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料

［ル～ヨ　同上］

［三　同上］

四　［同上］

イ　法第二十条第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

［ロ～ヘ　同上］

［五　同上］

附　則

（財務諸表の様式の特例）

2　平成二十七年度から令和三年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中

未払消費税等	

」とあるのは

未払消費税等	
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	

」と、

国際催事放送権料引当金	

」とあるのは

国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	

」と、「備考１　この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」とあるのは　「備考１　この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。　備考１の２　この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」と、